

南相馬市建設工事情報共有システム実施要領

1 趣旨

この要領は、建設現場における生産性の向上を推進するための取組みの一環として、南相馬市が発注する建設工事において情報共有システムを活用するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

この要領において用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 「情報共有システム」とは、ICT（情報通信技術）を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいい、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式（※1）によるものとする。

※1 「ASP方式」とは、インターネット経由でアプリケーションを提供する方式をいう。

(2) 「受注者」とは、発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人のほか、監理技術者や主任技術者などの関係者のこと。

(3) 「発注者」とは、受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督員やその所属職員、発注者支援業務における現場技術員のこと。

(4) 「工事帳票」とは、土木工事共通仕様書及び建築関係工事共通仕様書（いずれも福島県土木部発行）で定義する書面で、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事打合せ等の定型資料や、それらに添付して提出される資料のこと。

なお、システム上で行う工事帳票の承認や決裁等の事務処理は、書面への署名・押印と同等の行為として取扱うこととする。

3 対象工事

南相馬市が発注する全ての工事を対象とし、受注者が希望する場合にシステム利用を行うこととする。

ただし、工事帳票のやり取りのない工事は対象外とし、工期が短い工事その他情報共有システムの活用による業務の効率化が見込めない工事については対象外とすることができる。

4 情報共有システムの機能条件

使用する情報共有システムは、国土交通省が機能要件を定めるもの（※2 国土交通省HP参照）を標準とする。

なお、使用するシステムの決定については、受発注者協議により決定するものとする。

※2 【土木工事編】 http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

【営繕工事編】 <https://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html>

5 対象とする工事帳票

対象とする工事帳票は、「情報共有システムの運用方針」（土木工事）及び「建築関係工事における情報共有システムの運用」（建築関係工事）（いずれも福島県発行）に準用し、受発注者協議により決定するものとする。

6 事前準備

受注者は、工事で使用するシステムを選定し、その利用に必要な情報（利用対象者やそのユーザー情報）について協議し、発注者の承諾を得るものとする。

7 システム利用料

情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）については、以下のとおりとする。

- (1) 土木工事については、土木工事標準積算基準の共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれているため、別途計上は行わないものとする。
- (2) 建築関係工事については、当初設計に含まれていないため、契約後に受注者の希望により情報共有システムの利用を認めた工事については、当該工事の共通仮設費へ計上し設計変更で対応する。

ただし、情報共有システムの利用が必要であると認められる工事については、発注者は、あらかじめ情報共有システム費用を積算に計上することができる。

8 セキュリティ関係

受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。

- (1) ID・パスワードの管理の徹底
- (2) ウイルス対策の徹底
- (3) 個人情報等機密情報の管理徹底
- (4) 工事関係データの管理徹底(定期的なバックアップなど)
- (5) その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

9 検査

情報共有システム上で処理を行った工事帳票はパソコン等での検査とし、紙媒体で作成した工事帳票は紙媒体での検査とする。中間検査等の完成検査以外の検査も同様とする。

なお、受注者は、発注者から指示があった場合、検査に用いるパソコン等の機器を準備する。

10 情報共有システムで処理を行った工事帳票の電子データの納品

情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒体（CD、DVD等）で納品とし、紙媒体での納品は原則行わないこととする。

11 工事成績評定

本要領に基づき情報共有システムを使用した場合は、第一評定者による評価(5. 創意工夫 I. 創意工夫「その他」に追記)にて評価し、1点加算するものとする。なお、未実施による減点を行わない。

12 委託業務への準用

全ての委託業務を対象とし、受注者が希望する場合は、受発注者間の協議により、工事に準じて情報共有システムを活用できるものとする。

13 その他

本要領に定めがない事項に関しては、以下の基準を準用するほか、受発注者協議して定めるものとする。

- (1)土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン(国土交通省)・「情報共有システム」の運用方針(福島県) ・建築関係工事における情報共有システムの運用(福島県)
- (2)業務(測量、設計、調査)における情報共有システムの運用(福島県)
- (3)建築関係業務委託における情報共有システムの運用(福島県)

14 附則

この要領は、令和7年6月1日以降に起工する工事から適用する。